

板橋区住宅扶助費等代理納付（公営住宅）事務処理要綱

（令和6年3月21日 区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第23条の2の規定に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等を被保護者に代わり、債権者に支払うことについて必要な事項を定め、もって被保護者の自立助長と生活保護制度の適正な運用を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この要綱は、公営住宅（東京都が債権者となる都営住宅及び板橋区が債権者となる区公営住宅（区営住宅、高齢者住宅及び改良住宅）をいう。以下同じ。）における使用料等の代理納付に適用する。

（用語の定義）

第3条 この要綱において「使用料等」とは、被保護者が賃借して居住する住宅に係る使用料、住宅維持費及び共益費をいう。

2 この要綱において「債権者」とは、使用料等に係る債権を有する者（東京都及び板橋区）をいう。

3 この要綱において「代理納付」とは、保護の実施機関が使用料等を被保護者に代わり、債権者に支払うことをいう。

（代理納付を行う場合）

第4条 東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年3月31日東京都板橋区条例第10号）により設置した福祉に関する事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に代理納付を行うものとする。ただし、福祉事務所長が当該世帯の収入の変動により住宅扶助の充当額が異なることが多いと判断した場合は、この限りでない。

(1) 使用料等を滞納している世帯に対する福祉事務所長の指導・指示の効果が見込めない場合

(2) 代理納付を希望する世帯で、福祉事務所長が代理納付を行う必要があると認める場合

(3) 成年後見制度を利用している被保護者等で、福祉事務所長が代理納付を行う必要があると認める場合

（債権者との協議）

第5条 福祉事務所長は、予め債権者との協議を経たうえで代理納付を開始する。

(代理納付の開始及び終了)

第6条 都営住宅代理納付の開始及び終了については、別途締結する東京都との協定書並びに東京都及び東京都住宅供給公社との覚書によるものとする。

2 区公営住宅代理納付の開始については、住宅扶助費等代理納付の開始について(別記第1号様式)により、対象世帯の世帯主又はこれに準ずる者及び債権者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、保護の変更、停止又は廃止により代理納付を終了する場合は、住宅扶助費等代理納付の終了について(別記第2号様式)により、対象世帯の世帯主又はこれに準ずる者及び債権者に対して通知するものとする。福祉事務所長が代理納付の対象世帯の援助方針上、家賃等の納付を自ら行わせる必要があると判断し、代理納付を終了する場合も同様とする。

(代理納付による支払い)

第7条 福祉事務所長は、債権者が発行する納付書兼納入済通知書により、使用料等を支払うことで代理納付を行うものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 福祉事務所長は、代理納付の実施に当たり、被保護者のプライバシーに関わる個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、代理納付に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

様

住宅扶助費等代理納付（公営住宅）の開始について

東京都板橋区福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費等代理納付を、年 月 日
分の使用料から開始することにしましたので通知します。

なお、代理納付する額は、住宅扶助費として福祉事務所が認定した使用料相当分及び共益費の額です。

《問合せ先》

板橋区福祉事務所 福祉課保護第 係
地区担当
電話番号

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

住宅扶助費等代理納付（公営住宅）の終了について

東京都板橋区福祉事務所長

_____に対する住宅扶助費等代理納付を、年 月 日で
終了したので通知します。

《問合せ先》

板橋区福祉事務所 福祉課保護第 係
地区担当
電話番号